

平成27年2月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第242号 表現の自由侵害控訴事件 (原審・宮崎地方裁判所延岡支部平成25年(ワ)第130号)

口頭弁論の終結の日 平成27年1月28日

判 決

宮崎県延岡市北川町長井4940

控 訴 人 岩 崎 信

宮崎県日向市本町10番5号

被 控 訴 人 日 向 市

同 代 表 者 市 長 黒 木 健 二

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 殿 所 哲

同 山 下 秀 樹

同 笹 田 雄 介

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における追加請求をいずれも棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は全て控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成25年10月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、日向市情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づいて公文書の開示を請求し、開示文書を閲覧する際、電子機器で当該文書を記録するために日向市役所の電源を使用させるよう求めたが、被控訴人職員はこれを拒

否した。

控訴人は、上記開示請求の際の被控訴人職員の説明に誤りがあり、また被控訴人職員が電源を使用させなかったことは違法であると主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項による損害賠償請求権に基づき、慰謝料各20万円のうち合計10万円及びこれに対する平成25年10月23日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて原審に提訴した。

2 原審は、控訴人の請求を棄却したので、これを不服として、控訴人が本件控訴を提起した。

控訴人は、当審において、上記開示請求の際の説明に関する違法行為による慰謝料20万円の請求について、控訴人を情報開示請求権のない者として取り扱った違法行為による慰謝料10万円の請求及び控訴人の開示請求書を補正した違法行為による慰謝料10万円の請求と特定した上で、これに関連する違法行為による損害賠償請求として、補正した開示請求書を責任逃れのために援用した違法行為による慰謝料10万円の損害賠償請求を追加し、また、電源を使用させなかった違法行為による慰謝料20万円の請求について、平成25年9月17日の違法行為による慰謝料10万円及び同年10月7日の違法行為による慰謝料10万円と特定した上で、同年9月17日にデジタルカメラの使用を2時間妨害した違法行為による12万円（うち慰謝料10万円）の損害賠償請求を追加し、これらの合計62万円の損害賠償請求のうちの10万円及びこれに対する同年10月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（一部請求）に訴えを変更した。

3 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記4に当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の1～3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決3頁3行目、7行目、12行目、19行目及び25行目の各「被告」をいずれも

「実施機関（市長）」と、改める。

4 当審における控訴人の主張

(1) 原審の判決手続及び訴訟手続違反

ア 原審が法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと

判決裁判所は独立裁判官によって構成されなければならない。しかるに、原審の担当裁判官は、憲法と法律以外の圧力に従って、およそ3年ごとの定期的な強制移住を伴う転所等を繰り返した経歴を有しており、裁判官としての良心の独立を侵されている。

イ 原審裁判所の訴訟進行に違法があること

原審裁判所は、弁論を終結する際に、当事者に対して新たに提出する資料がないか等を確認する必要があるが、その釈明義務を怠り、控訴人の要望があるにもかかわらず、最終弁論の機会を設けず、事前に裁判官の交代の予定を知らせず、裁判官の転勤都合を優先して、早すぎる結審をし、正当な理由を示すことなく民訴法153条の規定による弁論再開をせず、審理不尽のまま判決を行った。これらの原審の訴訟進行は、憲法12条、13条、14条、21条、22条1項、31条、32条、76条3項、99条に反するものであり違法・違憲である。

ウ 訴訟手続を停止しなかった違法があること

控訴人は、平成26年10月21日付けで裁判長塚原聡に対する忌避申立書を提出したが、民訴法25条3項に反し、その却下決定書には裁判長塚原聡が加わっており、また、控訴人は、同月22日に抗告状を提出したが、民訴法26条に反し、訴訟手続が停止されていない。

(2) 被控訴人職員の違法行為

ア 開示請求の際の説明に関する違法行為

被控訴人（日向市）の行政は日向市に住所を有する者のみの税金によって賄われているものではなく、国民全体が利害関係を有するものであるこ

的な理由は存在せず、市民情報室付属の電源コンセントの利用を妨害することは、本件条例1条に記載の目的に合致しないことは明白である。したがって、市役所内の電気を使用する権利の有無にかかわらず、市民情報室の電源コンセントの利用を妨害したことは違法行為である。

エ デジタルカメラの使用を2時間妨害した違法行為（当審における追加請求）

被控訴人の職員は、平成25年9月17日の午前9時30分から午前11時30分までの間、控訴人によるデジタルカメラでのメモを2時間妨害し、控訴人の自由（選択の自由、創意工夫の自由、表現の自由）を侵害した。それにより控訴人は2時間分の時間労働の損失である2万円（1万円×2時間）の損害を被るとともに、精神的苦痛による損害（慰謝料10万円）を被った。

第3 当裁判所の判断

1 原審の判決手続及び訴訟手続違反の有無について

(1) 控訴人は、原審が法律に従って判決裁判所を構成しなかった旨主張する。

しかし、その理由とするところは、原審が、裁判所法及び民訴法に従って構成されていないことを指摘するものではないから失当である。

(2) 控訴人は、原審の訴訟進行に違法がある旨主張する。

裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をすべきである（民訴法243条1項）。訴訟が裁判をするのに熟したかどうかは、裁判所が職権で判断すべきであり、その判断は裁判所の裁量に属し、弁論を終結するに当たり、当事者に対して提出予定の訴訟資料又は証拠方法の有無等を確認したり、最終弁論の機会を与える義務を負うものではない。もっとも、一審裁判所が、上記裁量判断を誤り、審理不尽のまま弁論を終結して判決を言い渡し、かつ、控訴審において不足した審理を行うことが審級の利益の観点から不相当と判断されるなら、一審判決を取り消して訴訟を一審に差し戻す

場合もあるが、本件については、一件記録を精査しても、原審が弁論を終結して終局判決をしたことにつき裁量判断に誤りがあったと認めることはできない。また、弁論再開の職権発動を求める申立てがなされたが、裁判所が弁論を再開しない場合、その理由を申立当事者に示す義務はない。結局、控訴人の主張は、原審の訴訟指揮に関する不満をいうものにすぎず、原審の訴訟手続における法令違反を指摘するものとはいえないから失当である。

- (3) 控訴人は、平成26年10月21日付けで裁判長塚原聡に対する忌避申立書を提出したが、民訴法25条3項に反し、その却下決定書には裁判長塚原聡が加わっており、控訴人は、同月22日に抗告状を提出したが、民訴法26条に反し、訴訟手続が停止していない旨主張する。

しかし、控訴人の上記忌避申立て（宮崎地方裁判所延岡支部平成26年(モ)14号）は忌避権の濫用に該当するものとして簡易却下されたものであり、上記抗告（当庁平成26年(ラ)第90号）は、同様の理由で棄却されたものであるところ（当裁判所に顕著な事実）、忌避の申立てが濫用された場合には、忌避された裁判官によって構成される裁判所が申立ての却下の裁判をすることができ、訴訟手続は停止しないと解するのが相当であるから、原審が訴訟手続を停止しなかったことに違法はない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

2 控訴人の請求について

- (1) 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する従前の請求は理由がなく、控訴人が当審において追加した各請求も理由がないものと判断する。

その理由は、以下のとおり補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を後記(2)のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」の1～3に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決6頁17行目「証拠」の前に「前記第2, 1, (3)ないし(8)の事実、」を加える。

- イ 原判決6頁20行目及び7頁2行目の各「被告」をいずれも「実施機関（市長）」に改める。
- ウ 原判決7頁14行目「本件条例施行規則」を「日向市情報公開条例施行規則（以下「本件条例施行規則」という。）」に改め、14行目「定める」の後に「（乙1）」を、17行目「定める」の後に「（乙2）」をそれぞれ加える。
- エ 原判決7頁24行目「日向市情報公開事務取扱要領を」を「本件条例に基づく公文書開示事務の取扱について定めた日向市情報公開事務取扱要領のうち開示方法に関する部分に」に、26行目「という内容に改訂」を「旨の定めを付加」にそれぞれ改める。
- オ 原判決8頁13行目「香川県」の後に「三豊市」を、22行目「しかし、」の後に「憲法又は条約により地方公共団体に対する具体的な公文書開示請求権が保障されているとは解されない。地方公共団体に対する具体的な公文書開示請求権は、公文書開示制度につき定めた条例の規定により創設的に認められた権利であり、いかなる範囲の者に開示請求権を認めるかは当該地方公共団体の立法政策の問題である。ただし、開示請求権者に関する条例の定めが不合理な差別であり憲法14条に違反すると判断される場合があり得るが、」をそれぞれ加える。
- カ 原判決9頁1行目「1条」の後に「（乙1）」を、2行目の「ことには」の後に「、自治体の事務の範囲や経費負担の問題等を考慮したものとして」をそれぞれ加え、7行目の「開示請求権者」から8行目の「ている」まで及び25行目の「開示請求権者」から26行目の「ている」までを、いずれも「任意の開示に応じており、開示請求権者から請求があった場合と異なる範囲の文書を開示したと認めるに足りる証拠はない」に、8行目から9行目にかけての「原告の主張する憲法その他の法規」を「憲法14条」にそれぞれ改め、26行目の「照らすと、」の後に「控訴人は、

本件開示請求1に係る書面の補正に同意したものと認められ、濱田職員が控訴人に対して相当期間を定めて補正を求めなかったことが違法とはいえず、」を加える。

キ 原判決10頁14行目の「ものであって、」の後に「当然には、」を加え、15行目の「認められない。」を「認められず、市役所の来庁者が市民情報室の電源を使用する権利があることを具体的に根拠付ける法規等があるともいえない。」に改め、16行目冒頭から19行目末尾までを削り、25行目の「が害されるものであると」を「により、市民情報室の電源を来庁者に使用させることが被控訴人に義務付けられていると」に改める。

ク 原判決11頁1行目「無料とし」の後に「(乙1)」を加える。

ケ 原判決12頁14行目末尾の後に行を改めて「さらに、平成25年10月1日より前の時点では、日向市情報公開事務取扱要領にデジタルカメラ、スキャナー、複写機などの使用を認めることを定めた規定がなかったが、上記のとおり、本件条例施行規則7条により公文書の写しを取得することができることに照らせば、これらの電子機器の使用を認めないからといって、公文書の謄写が実質的に困難となると認めることもできないのであって、その他、知る権利（憲法21条1項）により、来庁者に市民情報室の電源を使用させることや上記電子機器を使用させることが、被控訴人に義務付けられているというべき事情を認めることはできない。」に改める。

(2) 当審における控訴人の主張に対する判断

ア 開示請求の際の説明に関する違法行為

控訴人は、開示請求権者を居住地により制限する必要性はなく、また、延岡市と被控訴人は定住自立圏形成協定を締結しており、隣接市町村の住民が相互の行政事務に利害関係を有することは否定できないのであるから、控訴人を開示請求権者ではない者として取り扱った行為は違法・違憲であるし、また、控訴人に対して相当の期間を定めて補正を求めることなく、

被控訴人職員が本件開示請求1に係る書面を補正したことは、日向市行政手続条例7条、本件条例6条2項の規定に違反するものであり、控訴人の本件開示請求1を任意請求と補正されたことで、過少開示がされた可能性が高いのであるから、差別的な手続により精神的苦痛を受けた旨主張する。

しかし、補正の上で引用した原判決の「第3 争点に対する判断」中の2の(1)~(5)に説示のとおり、① 開示請求権は憲法上保障された権利ではなく、いかなる者を開示請求権者とするかは地方自治体の立法裁量に委ねられ、原則として違憲の問題が生じることはなく、本件条例5条1項が、市の実施機関に対して公文書の開示を請求できる者を本件文書開示請求権者に限定していることには自治体の事務の範囲や経費負担の問題等を考慮したものとして合理的な理由があると認められるから、憲法14条に違反するものではないし、控訴人が単に近傍の市の市民であるというだけで本件条例5条1項5号の利害関係を有すると認めることはできず、濱田職員が、本件開示請求1につき控訴人が開示請求権者に当たらないと説明しことが誤りであったということとはできず、② 控訴人が本件開示請求1に係る書面の補正に同意していたと認められ、③ 被控訴人が任意の開示に応じており、開示請求権者から請求があった場合と異なる範囲の文書を開示したと認めるに足りる証拠はないことなどに鑑みれば、濱田職員の説明及び補正を違法ということも、控訴人がそれにより損害を被ったということもできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 補正した開示請求書を責任逃れのために援用した行為（当審における追加請求）について

控訴人は、被控訴人職員が違法に補正した開示請求書を閲覧時の違法な妨害行為の責任回避のために援用しようとした行為が控訴人の信頼を裏切る信義則違反であって、民法1条、日向市行政手続条例7条、本件条例6

条2項に違反する行為であり、それにより精神的苦痛を被った旨主張する。

しかし、控訴人のいう「援用」が誰のどのような行為を指すのか不明である。いずれにしても、上記アに説示のとおり、被控訴人職員が本件開示請求1に係る書面を補正した行為は違法とはいえないのであるから、控訴人の上記請求はその前提を欠くものである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができず、上記追加請求は理由がない。

ウ 市民情報室の電源を使用させなかった行為について

控訴人は、市民情報室付属の電源コンセントの利用を妨害することが、市民情報室の存在目的、公の施設としての性質、本件条例1条記載の目的に合致しないことは明白であり、市役所内の電気を使用する権利の有無にかかわらず、電源コンセントの利用を妨害することは違法行為である旨主張する。

しかし、補正の上で引用した原判決の「第3 争点に対する判断」中の3(1)及び(2)にも説示するとおり、① 市役所の庁舎の一部をなす電源設備は、直接被控訴人の事務事業に供される公用財産であり、来庁者による電源設備の使用を承認するかどうかは庁舎管理権者である被控訴人市長の裁量に属し、当然に、来庁者に庁舎内の電源設備を使用する権利、利益（反面としての庁舎管理権者の電源設備供用義務）が認められるものではないこと（控訴人は、市民情報室は公の施設であると主張するが、市民情報室につき地方自治法244条の2第1項所定の条例が存在することを認めるべき証拠はない。）、② 市役所の来庁者が市民情報室の電源を使用する権利があることを具体的に根拠付ける法規等があるとはいえないこと、③ 公文書が無償で電子データとして謄写することができないことが国民や市民の知る権利（憲法21条1項）を侵害するものと解することはできず、知る権利（憲法21条1項）により、来庁者に市民情報室の電源を使用さ

せることや、デジタルカメラ等の電子機器を使用させることが被控訴人に義務付けられているということとはできないことなどに照らせば、被控訴人職員が市民情報室の電源の使用を拒否したことが違法ということとはできない。控訴人は、電気を使用する権利の有無にかかわらず、電源コンセントの利用を妨害することは違法行為であると主張するところ、その趣旨は、電源設備の使用を承認するかどうかが庁舎管理権者の裁量に属するとしても、本件において、控訴人による市民情報室のコンセントの使用を妨害したことは、裁量権の逸脱濫用であるというにあるとも解されるが、上記のとおり公文書が無償で電子データとして謄写できないことが国民又は市民の知る権利を侵害するとは解されないこと、電源使用の究極の負担者が住民であること、被控訴人においては、公文書の開示方法を謄写による場合は開示請求者に費用負担が発生することなどに照らすと、市長の補助職員が控訴人に市民情報室の電源（コンセント）を使用させなかったことにつき裁量権の逸脱濫用の違法があるとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

エ デジタルカメラの使用を2時間妨害した行為（当審における追加請求）
について

控訴人は、デジタルカメラでのメモを被控訴人の職員が2時間妨害し、控訴人の自由（選択の自由、創意工夫の自由、表現の自由）を侵害し、2時間分の時間労働の損失である2万円（1万円×2時間）の損害を被るとともに、精神的苦痛による損害（慰謝料10万円）を被った旨主張する。

証拠（甲13）によると、控訴人は、平成25年9月17日午前9時ころから、日向市役所内の市民情報室において、本件開示請求1に係る開示文書の閲覧を開始し、約40分経過後、持参したスキャナーによる読み取りをしてよいかを被控訴人職員に尋ねたが拒否され、しばらく両者による問答が続き、約1時間40分経過した時点（午前10時40分頃）で、控

訴人がデジタルカメラによる撮影を提案したところ、被控訴人職員は、一旦拒否したが、約2時間23分経過時点（午前11時23分頃）でこれを許可したことが認められ、これによると、被控訴人職員は、同日、デジタルカメラによる開示対象文書の撮影を約43分間拒否したものと認められる。

しかし、補正の上で引用した原判決の「第3 争点に対する判断」中の3(2)に説示のとおり、平成25年10月1日より前の時点では、日向市情報公開事務取扱要領にデジタルカメラ、スキャナー、複写機などの使用を認めることを定めた規定がなかったものであるが、地方公共団体に対する情報開示請求権は憲法又は法律に根拠付けられた権利ではなく、どのような開示の方法をとるかの判断は地方公共団体の裁量に属すると解すべきところ、本件条例施行規則7条により公文書の写しを取得することができることに照らせば、これらの電子機器の使用を認めないからといって、公文書の謄写が実質的に困難となると認めることもできず、知る権利（憲法21条1項）により、デジタルカメラ等の電子機器を使用させることが被控訴人に義務付けられているということはできないのであるから、被控訴人職員による上記デジタルカメラ使用拒否を違法ということはできない。なお、スキャナーによる読み取り拒否も合わせれば、約1時間40分に亘り控訴人の申出を拒否したことになるが、被控訴人職員の行為が違法とはいえないとの結論は左右されない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができず、控訴人の上記追加請求は理由がない。

第4 結 論

以上によれば、控訴人の従前の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。また、控訴人が当審において追加した各請求も理由がない。

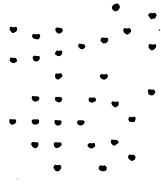
よって、本件控訴は理由がないから棄却し、当審で追加した各請求は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 佐 藤 明

裁判官 三 井 教 匡

裁判官 下 馬 場 直 志



これは正本である。

平成27年2月27日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 漆 島 真一郎



事件番号

平成26年(ネ)第242号

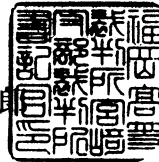
返 還 書

予納者 控訴人 岩崎 信 殿

平成27年2月27日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 漆 島 真一



予納を受けた郵便切手について、使用残額1,838円分を返還します。